破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９号
岡山県新見市神郷高瀬1900番地４
債務者　眞壁　　彩
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月２日午後２時
岡山地方裁判所新見支部

平成２８年（フ）第１７５２号
東京都足立区入谷１丁目５－１－212
債務者　荒井　雅美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７号
岡山市東区浅越82番地４メゾネット浅越Ｂ号室
債務者　泉　　利枝（旧姓眞田）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７号
東京都羽村市小作台５丁目21番地11メゾン下田101
債務者　白石　京美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西２－701
債務者　峯岸　幸枝
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２９号
大阪市浪速区敷津西２丁目11番11号ルミエール大国町Ⅱ702号
債務者　**廣**瀬　留那
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４３号
大阪府高槻市富田丘町15番５号ラシャンス306号
債務者　谷川麻依子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７５号
大阪市住吉区苅田５丁目16番18号　第一大朋マンション203号
債務者　鈴木　　收
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６号
釧路市米町２丁目５番232号
債務者　横山けい子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
東京都八王子市下柚木２丁目９番地11シルキーパレス１　302号
債務者　久保田麻知代
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６０号
東京都西東京市芝久保町４丁目18番10号いなり荘201号
債務者　篠原　克義
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２２号
神奈川県藤沢市西富１丁目１番11号　アルエット藤沢103
債務者　松田　裕太
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１２号
神奈川県大和市上和田2896番地９
債務者　野本　貴之
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
栃木県小山市東間々田３丁目30番４号
債務者　岩本　美幸（旧姓川塲）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部